

○平成24年第3回市議会定例会に付議する案件

条例改正案件	2件
条例制定案件	1件
単行案件	1件
報告案件	2件
補正予算案件	3件
決算認定案件	10件
計	19件

《条例改正案件・条例制定案件・単行案件・報告案件》

(総務部)

〈報告案件〉

◆平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するもの。

1 健全化判断比率 (単位：％)

指標名	平成23年度決算値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.43	20.00
連結実質赤字比率	9.84	18.43	30.00
実質公債費比率	23.0	25.0	35.0
将来負担比率	227.7	350.0	

2 資金不足比率 (単位：％)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
市立美唄病院事業会計	100.8	20.0
美唄市水道事業会計	—	20.0
美唄市工業用水道事業会計	—	20.0
美唄市下水道会計	—	20.0

※「—」は資金不足額のない会計を表す。

(保健福祉部)

〈条例制定案件〉

◆美唄市認定こども園条例制定の件

平成25年3月31日をもって美唄市立三井美唄保育所を閉所し、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を行うことを目的として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による幼保一体型の認定子ども園を設置するため、条例を制定するもの。なお、附則において美唄市保育所条例(昭和45年条例第24号)の改正を行う。

●施行期日 平成25年4月1日

●条例案 経営会議資料(別紙1)

(都市整備部)

〈単行案件〉

◆石狩川流域下水道組合規約の一部変更の件

石狩川流域下水道組合の現行の構成市町に、雨竜町及び月形町を加えた6市6町の共同事業として、石狩川流域下水道奈井江浄化センター内において、し尿及び汚泥を受け入れる汚水処理施設共同整備事業を実施することから、規約の必要な変更を行うとともに、規約中の字句の表記について整理するもの。

＜変更内容＞

- ・規約に目次を追加する。
- ・組合を組織する地方公共団体に雨竜町及び月形町を加える。(第2条関係)
- ・組合の共同処理する事務に、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務を加える。(第3条関係)
- ・組合の事務所の位置を空知郡奈井江町字茶志内10番地とする。(第4条関係)
- ・組合議会の議員定数を21人から25人に変更する。(第5条第1項関係)
- ・組合議会の議員の市町別定数内訳に雨竜町及び月形町を加える。(第5条第2項関係)
- ・組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部に係るものの議決について、特別議決として新たに規定する。(第8条の2関係)
- ・副組合長の定数を2人以内から3人以内に変更する。(第9条第1項関係)
- ・事務負担金の負担割合について別表に定める。(第14条第2項関係)
- ・規約に定めるもののほか必要な事項は、組合議会の議決を経て定めるこ

ととする。(第15条関係)

- ・その他規約中の字句の表記整理(第5条第3項、第6条第2項関係)
- ・経過措置として、この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間における共同処理する事務及び負担金の割合は、改正後の第3条の表及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例とする。(改正附則第2項)

●施行期日 平成24年12月1日

(消防本部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市火災予防条例の一部改正の件

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成24年総務省令第17号)の公布により、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準が新たに定められたため、条例の必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・急速充電設備の基準を新たに定めることに伴い、変電設備の位置、構造及び管理に関する基準を定める規定から、当該急速充電設備を除く。(第11条関係)
- ・急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに定める。(第11条の2関係)
- ・条例の改正に伴い、条例中の引用条項について必要な改正を行う。(第12条関係)
- ・経過措置として、改正条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の条例の規定に適合しないものについては、適用しない。(改正附則第2項)

●施行期日 平成24年12月1日

(病院事務局)

〈報告案件〉

◆平成23年度決算における市立美唄病院経営健全化計画の実施状況報告の件

平成23年度決算における市立美唄病院経営健全化計画の実施状況について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第24条において準用する同法第6条第1項の規定により報告するもの。

●報告内容 経営会議資料(別紙2)

(教育委員会)

〈条例改正案件〉

◆美唄市立学校設置条例の一部改正の件

平成25年3月31日をもって美唄市立三井美唄幼稚園を閉園することに伴い、必要な改正を行うもの。

<改正内容>

・別表第3中

美唄市立三井美唄幼稚園	美唄市字美唄1,718番地
-------------	---------------

を削る。

●施行期日 平成25年4月1日

《補正予算案件》

(総務部)

◆平成24年度美唄市一般会計補正予算(第5号)

補正内容 経営会議資料(別紙3)

(市民部)

◆平成24年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)

補正内容 経営会議資料(別紙3)

(保健福祉部)

◆平成24年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)

補正内容 経営会議資料(別紙3)

《決算認定案件》

(総務部)

◆平成23年度美唄市一般会計決算認定の件

(歳入)	(歳出)	(差引き)
16,770,544,642円	16,619,028,827円	151,515,815円

(市民部)

◆平成23年度美唄市民バス会計決算認定の件

(歳入)	(歳出)	(差引き)
48,126,012円	48,126,012円	0円

◆平成23年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件

(歳入)	(歳出)	(差引き)
3,790,303,376円	3,788,520,612円	1,782,764円

◆平成23年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件

(歳入)	(歳出)	(差引き)
691,688,213円	690,302,013円	1,386,200円

(都市整備部)

◆平成23年度美唄市下水道会計決算認定の件

(歳入)	(歳出)	(差引き)
2,038,548,967円	2,038,548,967円	0円

(保健福祉部)

◆平成23年度美唄市介護保険会計決算認定の件

(歳入)	(歳出)	(差引き)
2,482,992,405円	2,477,240,164円	5,752,241円

◆平成23年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件

(歳入)	(歳出)	(差引き)
243,956,736円	224,033,615円	19,923,121円

(病院事務局)

◆平成23年度市立美唄病院事業会計決算認定の件

収益的収入	1,719,456,528円
収益的支出	1,365,783,349円
差 引 き	353,673,179円

資本的収入	32,154,000円
資本的支出	168,179,358円
差 引 き	△136,025,358円

(都市整備部)

◆平成23年度美唄市水道事業会計決算認定の件

収益的収入	506,924,128円
収益的支出	597,604,120円
差 引 き	△90,679,992円

資本的収入	216,206,089円
資本的支出	411,732,051円
差 引 き	△195,525,962円

◆平成23年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件

収益的収入	31,523,925円
収益的支出	37,240,642円
差 引 き	△5,716,717円

資本的収入	1,067,259円
資本的支出	16,778,260円
差 引 き	△15,711,001円

日程(予定)

8月21日(火)経営会議

22日(水)

23日(木)

24日(金)

25日(土)

26日(日)

27日(月)

28日(火)

29日(水)

30日(木)

31日(金)

1日(土)

2日(日)

3日(月)

4日(火)

5日(水)

6日(木)

7日(金)

8日(土)

9日(日)

10日(月)

11日(火)

12日(水)

13日(木)

14日(金)

15日(土)

16日(日)

17日(月)

18日(火)

19日(水)

20日(木)

21日(金)

22日(土)

23日(日)